項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

4　（略）

（障害者特例の請求）

第二十三条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を請求する廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法第三十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

六　加給年金額の対象者となるべき配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及び年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

七　（略）

2　（略）

（障害者特例不該当の届出）

第二十四条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を受けている同法附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者は、同法附則第九条第四項に該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

（障害共済年金の額の改定の請求）

第二十五条　障害共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法第四十四条第一項又は第二項の規定により障害共済年金の額の改定の請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下本条、附則第二十六条及び附則第二十八条の二において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号並びにその者が請求者によって生計を維持している旨

五　（略）

2～4　（略）

項において準用する厚生年金保険法第三十八条の二第一項の規定によって当該退職共済年金の全額につき支給が停止されているとき又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したことがあるときは、この限りでない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

4　（略）

（障害者特例の請求）

第二十三条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を請求する廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法第三十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～五　（略）

六　加給年金額の対象者となるべき配偶者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及び年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の基礎年金番号

七　（略）

2　（略）

（障害者特例不該当の届出）

第二十四条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を受けている同法附則第七条の規定による退職共済年金の受給権者は、同法附則第九条第四項に該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

一　退職共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

（障害共済年金の額の改定の請求）

第二十五条　障害共済年金の受給権者は、廃止前農林共済法第四十四条第一項又は第二項の規定により障害共済年金の額の改定の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する配偶者をいう。以下本条、附則第二十六条及び附則第二十八条の二において同じ。）があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が請求者によって生計を維持している旨

五　（略）

2～4　（略）